

鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱に規定する被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格)

第2条 次のいずれかに該当し、かつ県又は被災宅地危険度判定連絡協議会が被災宅地危険度判定に必要な知識及び技能を修得させるために開催する講習会（以下「養成講習会」という。）を受講した者（県内に居住し、又は勤務する者に限る。）は、宅地判定士として知事の登録を受けることができる。

- (1) 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからチまでに該当する者
- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の職員である者又は当該職員であった者（以下「行政関係者」という。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- (3) 行政関係者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する者（被災宅地危険度判定を適切に行う能力を有していると知事が認める者に限る。）
- (4) その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると、知事が認める者

(登録申請)

第3条 前条の規定による登録（以下「宅地判定士登録」という。）を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りでない。
 - (1) 養成講習会の受講証明書の写し
 - (2) 前条第1号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び当該各項に該当することを証明する書類
 - (3) 前条第2号又は3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
 - (4) 申請者の写真データ（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの）（以下「登録用写真」という。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、申請者を被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載するとともに、被災宅地危険度判定士登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、宅地判定士登録をしない旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 宅地判定士登録を受けた者（以下「被登録者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号）に登録証及び登録用写真を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号

(3) 勤務先の名称、所在地及び電話番号

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士名簿を訂正し、記載事項を変更した登録証を交付するものとする。

(登録期限の延長)

第6条 宅地判定士登録の有効期限は、その被登録者が、当該宅地判定士登録（次項の規定によりその有効期限を延長した場合にあっては、当該延長）を受ける直前に受講した養成講習会の修了日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 被登録者は、宅地判定士登録を受けた後、前項の有効期限の前に養成講習会を受講したときは、同項の規定に従い当該有効期限の延長を受けることができる。
- 3 前項の規定による有効期限の延長を受けようとする者は、当該有効期限の前日までに、被災宅地危険度判定士登録延長申請書（様式第6号）に養成講習会の受講証明書の写し、登録証及び登録用写真を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに宅地判定士名簿及び登録証の有効期限の記載を変更し、当該登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

第7条 被登録者は、登録証を紛失し又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第7号）に登録用写真を添えて、知事に再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

(登録の辞退)

第8条 被登録者は、宅地判定士登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士登録を取り消すものとする。

(登録の取消)

第9条 知事は、被登録者について、宅地判定士としてふさわしくない行動があったと認めた場合は、宅地判定士登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により宅地判定士登録を取り消された者は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

(宅地判定士名簿)

第10条 知事は、第4条第1項、第5条第2項、第6条第4項、第8条第2項又は第9条第1項に規定する手続を行った場合には、速やかにその内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、宅地判定士の登録に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月5日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

被災宅地危険度判定士登録申請書

鳥取県知事

様

申請日 令和 年 月 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項に該当し被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第3条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	S 年 月 日 H
申請者 居住地住所	〒 _____ 電話 () _____		
申請者 勤務先	住所	〒 _____ 電話 () _____	
	名称 部署		

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれの番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	①鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	
	②鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	
	③鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事の認定を受けている。	
	④鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第4号該当 二級建築士として4年以上の実務経験を有する及び土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する又は二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する。	

- ① 資格要件申告書（様式第2号）
資格要件申告書で添付することとされている書面
- ② 実務経験証明書（様式第3号）
- ③ 都道府県知事の認定書（原本を添付すること）
実務経験証明書（様式第3号）
- ④ 資格要件申告書（様式第2号）
資格要件申告書で添付することとされている書面

登録番号	有効期限

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「申請日」には、講習会の開催日を記入してください。
- 4 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますので御注意ください。
- 5 各欄の記入手順
この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
 - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、S（昭和）、H（平成）のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
 - (4) 「資格要件該当別」欄は、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意してください。第2条第1項第1号（①の欄）又は第2条第1項第4号（④の欄）に○をつけた場合には、「資格要件申告書」とこの「申告書」の中で添付することとされている書面を、第2条第1項第2号（②の欄）に○をつけた場合には、「実務経験証明書」を、第2条第1項第3号（③の欄）に○をつけた場合には、「都道府県知事の認定書」「実務経験 証明書」を添付することになります。
 - (5) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。

被災宅地危険度判定士資格要件申告書

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号又は第4号に定める、
資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添えて申告します。

記

該当する資格要件

裏面から該当する要件の記号を記入する。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

申告者氏名(自署) _____

該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付する。

<p>ア 大学院等在学経験者 宅造法告示、都計法告示38号、都計規則第19条第1号チ該当 大学(短大を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>イ 大学卒業生 宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>ウ 3年課程の短期大学卒業生 宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業生 宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>オ 高等学校卒業生 宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>カ 認定講習会修了者 宅造告示第4号、都計告示38第2号、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者 必要な添付書類 認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>指定の国家資格を有する者 キ 技術士 宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書(様式第3号 技術部門を建設部門とする場合は不要) ク 一級建築士 宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類 一級建築士登録証の写し ケ 二級建築士 建築士法による二級建築士として四年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 二級建築士登録証の写し 実務経験証明書(様式第3号) コ 一級・二級施工管理技士 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し五年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 一級又は二級技術検定合格証明書の写し 実務経験証明書(様式第3号 一級施工管理の資格を有する場合は不要)</p>

注)この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

様式第3号の裏

「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。

この証明書の提出を必要としない方は、資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門とする方、ク「一級建築士」である方及びコ「一級施工管理技士」である方です。

- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

3 各欄の記入手順

- (1) 証明文章中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に関する業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を==で消してください。

なお、第2条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、第2条第1項第3号に該当する方は、「土木、建築又は宅地開発に関する業務」を残してください。

- (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。
- (3) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません。）

なお、証明者は自筆で署名してください。

- (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
- (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。

なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。
- (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎の一つ以上記載して下さい。
- (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。

なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入して下さい。

(表)

登録番号	
鳥取県被災宅地危険度判定士	
登 録 証	
氏名 _____	写真
上記の者は、被災宅地危険度判定士として 登録されていることを証する。	
令和 年 月 日まで有効 令和 年 月 日交付	
鳥取県知事 平井 伸治 (公印省略)	

(裏)

備考 _____ _____
本証は、大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的に、「鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき、鳥取県知事が交付したものである。
注意事項
1 被災宅地危険度判定士として、危険度判定活動に従事するときは、必ずこの登録証を携帯してください。
2 この登録証は、他人に貸与し、または譲渡することはできません。
3 この登録証を紛失し、または滅失したときは、すみやかに再交付を申請して下さい。
4 氏名、住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出て下さい。

※ 原紙サイズは、縦 5.0 cm × 横 8.0 cm とする。

被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届

提出日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

ふりがな 届出者氏名	-----		生年月日	S 年 月 日 H
現在有効な登録	番 号			
	有効期限	年 月 日		

被災宅地危険度判定士登録に係る次の事項に変更が生じたので、提出します。

1 氏名の変更

ふりがな	-----
変更後の氏名	

2 居住地の住所の変更

変更後の住所	〒 電 話
--------	--------------

3 勤務先の住所の変更

変更後の住所	〒 電 話
--------	--------------

登録番号	有効期限

被災宅地危険度判定士登録延長申請書

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第6条第2項の規定により、次のとおり被災宅地危険度判定士の登録の延長を申請します。

ふりがな 申請者氏名	-----	生年月日	S 年 月 日 H
居住地住所	〒 _____ 電 話 ()		
勤務先	住所	〒 _____ 電 話 ()	
	名称 部署		
現在有効な 認定登録	登録番号		
	有効期限	令和 年 月 日	

登録番号	有効期限

被災宅地危険度判定士登録再交付申請書

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第7条第1項の規定に基づき、登録証の再交付を申請します。

ふりがな 申請者氏名	-----	生年月日	S 年 月 日 H
居住地住所	〒 _____ 電 話 ()		
勤務先	住所	〒 _____ 電 話 ()	
	名称 部署		
登録番号			

- 注) 1 紛失した登録証を発見したときは、速やかに再交付を受けた登録証を知事に返納すること。
2 汚損し再交付を受ける場合は、汚損した登録証を添付し申請すること。

登録番号	有効期限

被災宅地危険度判定士登録辞退届

提出日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第8条第1項の規定に基づき、登録を辞退します。

ふりがな 申請者氏名	-----	生年月日	S 年 月 日 H
居住地住所	〒 _____ 電 話 ()		
勤務先	住所	〒 _____ 電 話 ()	
	名称 部署		
登録番号			

登録番号	有効期限	宅地判定士名簿抹消